

ID: 158

担当部署: 健康推進課

処分の概要	療養費の支給		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法 第54条第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第54条第1項の規定による。 (療養費) 第54条 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項及び次項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、市町村又は組合がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日